

令和 7 年執行
東京都議会議員選挙

公費負担経費請求の手引

令和 7 年 6 月改訂版



東京都選挙管理委員会

公費負担制度は、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために導入されたもので、選挙運動に要した経費の一部について一定の限度額の範囲までを公費で負担するというものです。

この冊子には、公費負担の請求に関する手続等の説明が綴られており、別添のC Dには候補者及び事業者等が作成する届出と請求に必要な様式が保存されています。

候補者の方は、この手引等を活用され、誤りのないように手続をしてください。

公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者等が行いますので、別添C Dの中の「第4 事業者等が作成する書類様式及び記載例」を契約した事業者等へ渡してくださるようお願いいたします。また、経費の請求は、**令和7年7月22日（火）まで**をお願いいたします。

なお、上記及び各作成書類の説明欄にある請求期限については、**選挙期日（投票日）を6月22日（日）**としておりますが、選挙期日が異なる日程となった場合には、その期日に応じた請求期限の読み替えをお願いいたします。

また、この公費負担経費は、候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

東京都選挙管理委員会事務局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎北塔 40 階

電話：03-5000-7259

目 次

公費負担の対象と限度額等	1
--------------	---

公費負担手続書類一覧表	2
-------------	---

第 1 公費負担経費の請求手続等

1 選挙運動用自動車の使用	
(1) 一般運送契約（ハイヤー）	5
(2) その他の契約	
ア 自動車借入れ契約（レンタル）	7
イ 燃料供給の契約	10
ウ 運転手雇用の契約	14
2 選挙運動用ビラの作成	16
3 選挙運動用ポスターの作成	19

第 2 候補者が作成する書類の記載例

1 選挙運動用自動車の使用	
(1) 一般運送契約（ハイヤー）	
・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	27
・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	28
(2) その他の契約	
ア 自動車借入れ契約（レンタル）	29
・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	31
・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	32
イ 燃料供給の契約	33
・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	35
・ 自動車燃料代確認申請書	36
・ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	37
ウ 運転手雇用の契約	39
・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	41
・ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	42
2 選挙運動用ビラの作成	
・ ビラ作成契約届出書	45
・ ビラ作成枚数確認申請書	46
・ ビラ作成証明書	47
3 選挙運動用ポスターの作成	
・ ポスター作成契約届出書	51
・ ポスター作成枚数確認申請書	52
・ ポスター作成証明書	53

第3 候補者が作成する書類様式集

(記載例に示した様式を別添CDに保存しております。)

第4 事業者等が作成する書類様式及び記載例

(様式及び記載例を、別添CDに公費負担の種類別にフォルダに分けて保存しております。事業者等に提供してください。)

- 一般運送契約（ハイヤー）
 - ・ 留意事項、公費負担の対象と限度額等、公費負担手続書類一覧表
 - ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者の方へ
 - ・ 請求書、請求内訳書、支払金口座振替依頼書
- 自動車借入れ契約（レンタル）
 - ・ 留意事項、公費負担の対象と限度額等、公費負担手続書類一覧表
 - ・ 選挙運動用自動車の賃貸借契約をした方へ
 - ・ 請求書、請求内訳書、支払金口座振替依頼書
- 燃料供給の契約
 - ・ 留意事項、公費負担の対象と限度額等、公費負担手続書類一覧表
 - ・ 燃料供給事業者の方へ
 - ・ 請求書、請求内訳書、支払金口座振替依頼書
- 運転手雇用の契約
 - ・ 留意事項、公費負担の対象と限度額等、公費負担手続書類一覧表
 - ・ 選挙運動用自動車の運転手雇用の契約をした方へ
 - ・ 請求書、請求内訳書、支払金口座振替依頼書
- 選挙運動用ビラの作成
 - ・ 留意事項、公費負担の対象と限度額等、公費負担手続書類一覧表
 - ・ 選挙運動用ビラを作成した事業者の方へ
 - ・ 請求書、請求内訳書、支払金口座振替依頼書
- 選挙運動用ポスターの作成
 - ・ 留意事項、公費負担の対象と限度額等、公費負担手続書類一覧表
 - ・ 選挙運動用ポスターを作成した事業者の方へ
 - ・ 請求書、請求内訳書、支払金口座振替依頼書

第5 参考

1 契約書

(契約書には、定められた様式がありませんので、契約事業者等が使用する既存のものがあればそちらを使用してください。)

- ・ 契約書の記載について
- ・ 契約書例

2 選挙管理委員会が交付する確認書

- ・ 自動車燃料代確認書
- ・ ビラ作成枚数確認書
- ・ ポスター作成枚数確認書

公費負担手続書類一覧

手続書類 公費負担の種類		候補者の方から選挙 管理委員会へご提出 いただく書類			契約事業者等から請求時に ご提出いただく書類				
		契約 届出書	契約書 の写し	確認 申請書	確認 書	証明 書	請求 書	請求 内訳書	振替 依頼書 口座
選挙運動用自動車	一般運送契約(ハイヤー)	◎ 様式 1-1	◎	—	—	○ 様式 1-2	□	□	□
	その他の契約	◎ 様式 1-1	◎	—	—	○ 様式 1-2	□	□	□
		◎ 様式 1-1	◎	◎ 様式 1-3	■	※○ 様式 1-4	□	□	□
		◎ 様式 1-1	◎	—	—	○ 様式 1-5	□	□	□
	選挙運動用ビラの作成	◎ 様式 2-1	◎	◎ 様式 2-2	■	○ 様式 2-3	□	□	□
選挙運動用ポスターの作成		◎ 様式 3-1	◎	◎ 様式 3-2	■	○ 様式 3-3	□	□	□

【凡例】

◎印…候補者の方が作成して、選挙管理委員会に提出する書類

■印…選挙管理委員会が候補者の方に交付したものを、候補者の方が事業者等へ交付し、事業者等が請求時に選挙管理委員会に提出する書類

○印…候補者の方が作成して、事業者等へ交付し、事業者等が請求時に選挙管理委員会に提出する書類

□印…事業者等が作成し、請求時に選挙管理委員会に提出する書類

—印…作成・提出を要しない書類

※印…給油伝票の写しを添付

※ なお、候補者の方は、公費負担請求の届出等に要した書類の写しを保管するようお願いいたします。

第 1 公費負担経費の請求手続等

1 選挙運動用自動車の使用

(1) 一般運送契約（ハイヤー）

ア 公費負担の対象

一般運送契約（以下「ハイヤー契約」という。）により、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した各日について、その使用に要した金額の合計金額が対象となります。

ただし、同一の日において2件以上のハイヤー契約をした場合には、当該候補者が指定するいずれか1件が公費負担の対象となります。

※ 選挙運動用自動車の使用に関して、同一の日にハイヤー契約とその他の契約を締結した場合には、当該候補者が指定するどちらかの契約が公費負担の対象となります。

イ 公費負担の限度額

各日について、64,500 円（合計上限額： 580,500 円）…税込

ウ 請求の手続

(ア) 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（内訳金額を含む。）の記載があること。
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者と一般乗用旅客自動車運送事業者との契約であること。

※ 事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。

(イ) 契約締結の届出…様式 1－1

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、届け出なければなりません。

届出書等の提出は、選挙長区市選挙管理委員会へお願いします。

(ウ) 証明書の交付…様式 1 - 2

候補者は、ハイヤー契約による選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を作成し、事業者に交付しなければなりません。

なお、この証明書は、事業者が東京都に請求する際に添付する必要がありますので、契約期間終了後、必ず事業者に交付してください。

(エ) 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。

候補者は、別添 C D に保存されている「第 4 事業者等が作成する書類様式及び記載例」を契約事業者に渡してください。

なお、請求書等の提出は、7 月 22 日（火）までに選挙長区市選挙管理委員会に行うよう事業者にご説明願います。

(オ) 費用の支払

費用については東京都から事業者に対し直接お支払い致しますが、支払までに相当の日数（都選管が選挙長区市選管から請求書を受領してから 2 ～ 3 カ月）を要しますので、その旨を予め契約事業者にご説明願います。

【ワンポイント Q & A】

問 一般運送契約とは、どのような事業者とする契約ですか？

答 道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業者との間における契約のことをいいます。

(2) その他の契約

ア 自動車借入れ契約（レンタル）

(ア) 公費負担の対象

自動車借入れ契約（以下「レンタル契約」という。）により借り入れた自動車を、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した料金の合計金額が対象となります。

ただし、同一の日において2台以上をレンタル契約により使用する場合には、当該候補者が指定するいずれか1台が公費負担の対象となります。

また、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ、公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

※ 公費負担の対象は、選挙運動用自動車本体の借入れ金額に限られます。

アンプ・スピーカー等のレンタル代、ルーフキャリア、看板等のレンタル代、基本料金以外の免責補償料、任意保険料などの付帯料金などは、公費負担の対象になりません。

また、自動車本体の借入れ代金と放送設備などの自動車本体以外の代金とを合算したパック料金の場合には、車両本体の借入れ代金とそれ以外の代金とが明示された契約が必要となりますのでご注意ください。

なお、選挙運動期間外の借入れ代金は公費負担の対象とはなりません。

(イ) 公費負担の限度額

各日について、16,100 円（合計上限額：144,900 円）…税込

(ウ) 請求の手続

① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という表示がなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（内訳金額を含む。）の記載があること。
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 借受人が候補者であること。

※ 自動車レンタカー事業者との契約の場合には、事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。

② 契約締結の届出…様式 1－1

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、届け出る必要があります。

届出書等の提出は、選挙長区市選挙管理委員会へお願いします。

※ 自動車借入れ契約のほかに燃料供給契約、運転手雇用の契約をする場合には、1枚の契約届出書にまとめて記載しても差し支えありません。

③ 証明書の交付…様式 1－2

候補者は、レンタル契約による選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を作成し、契約の相手方に交付しなければなりません。

なお、この証明書は、契約の相手方が東京都に請求する際に添付する必要がありますので、契約期間終了後、必ず契約の相手方に交付してください。

④ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。

候補者は、別添CDに保存されている「第4 事業者等が作成する書類様式及び記載例」を契約事業者に渡してください。

なお、請求書等の提出は、7月22日（火）までに選挙長区市選挙管理委員会に行うよう事業者にご説明願います。

⑤ 費用の支払い

費用については東京都から事業者に対し直接お支払い致しますが、支払までに相当の日数（都選管が選挙長区市選管から請求書を受領

してから2～3カ月）を要しますので、その旨を予め契約事業者にご説明願います。

【ワンポイントQ＆A】

問1 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載すればいいですか？

答1 契約時における、実際の借入れ期間を記載してください。

問2 レンタカーを借り入れた場合の公費負担の対象となる金額はどのようになりますか？

答2 選挙運動期間中（告示日から投票日の前日まで）に選挙運動用自動車として実際に使用した各日の借入れ金額の合計金額となります。

イ 燃料供給の契約

(ア) 公費負担の対象

選挙運動期間中に選挙運動用自動車に供給した燃料の代金につき、一定の金額の範囲内であることについて、選挙管理委員会の確認を受けた金額が対象となります。

※ 公費負担の対象となる自動車は、契約の際に「燃料の供給を受ける自動車」として記載された選挙運動用自動車に限られます。この選挙運動用自動車以外に供給した燃料代が含まれることのないよう十分ご確認下さい。

請求の際には給油伝票の写しを添付してください。

選挙運動用自動車の使用に関して、燃料供給の契約を締結する際、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ、公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

(イ) 公費負担の限度額

7,700 円×選挙運動日数（合計上限額：69,300 円）…税込

(ウ) 請求の手続

① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、事業者との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という表示がなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（1ℓあたりの契約単価）の記載があること。

（給油当日の店頭単価による契約をすることもできます。）

※ 税込、税抜の別を必ず記載してください。

- ・ 車種、登録番号又は車両番号が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。

- ・ 候補者と燃料供給事業者との契約であること。

※ 契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

② 契約締結の届出…様式 1 - 1

契約を締結した候補者は、立候補の届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、届け出る必要があります。

届出書等の提出は、選挙長区市選挙管理委員会へお願いします。

※ 燃料供給契約のほかに自動車借入れ契約、運転手雇用の契約をした場合には、1枚の契約届出書にまとめて記載して差し支えありません。

③ 確認申請書の提出…様式 1 - 3

候補者は、公費負担の対象となる燃料の購入金額を確認するため、「自動車燃料代確認申請書」を提出する必要があります。

確認申請書の提出は、選挙長区市選挙管理委員会へお願いします。

確認申請は、複数の事業者と契約した場合は、事業者ごとに行ってください。

なお、申請の際すでに確認済の金額があるときは、前回までの累計金額を記載する必要がありますので、提出した確認申請書については、必ずコピーを保管してください。

申請は、契約締結の届出を行ったものに限られます。

④ 確認書の交付

確認申請金額が公費負担の限度額以内であることを確認の上、「自動車燃料代確認書」を交付します。この確認書は、東京都に代金を請求する際に添付する必要がありますので、交付を受けた候補者は必ず契約事業者に渡してください。

⑤ **給油伝票の受領**

⑥の証明書を事業者へ交付する際に、給油伝票の写しが必要です。給油した際には必ず、給油伝票（燃料供給の日付、4桁以下の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量、燃料供給金額が記

載された書面）を、燃料供給事業者から受領し、保管しておいてください。

※ 4桁以下の自動車登録番号又は車両番号とは、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、又は車両番号のうち、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字のことです。

（例：品川〇〇む1234であれば、「1234」のこと）

⑥ 証明書及び**給油伝票の写しの交付**…様式1－4

候補者は、選挙運動用自動車の**使用と給油の実績に基づいて**「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」を作成し、事業者に交付する必要があります。

証明書を事業者へ交付する際には、**給油伝票の写しを併せて交付してください。**

この証明書と給油伝票の写しは、事業者が東京都に代金を請求する際に必要となりますので、必ず事業者に交付してください。

⑦ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。

候補者は、別添CDに保存されている「第4 事業者等が作成する書類様式及び記載例」を契約事業者に渡してください。

なお、請求書等の提出は、7月22日（火）までに選挙長区市選挙管理委員会に行うよう事業者にご説明願います。

⑧ 費用の支払

費用については東京都から事業者に対し直接お支払い致しますが、支払までに相当の日数（都選管が選挙長区市選管から請求書を受領してから2～3カ月）を要しますので、その旨を予め契約事業者にご説明願います。

【ワンポイントQ & A】

問 ガソリンスタンドの給油伝票を紛失した場合や給油伝票に自動車登録番号又は車両番号の記載がない場合には、公費負担の請求はできないのですか？

答 給油伝票の写しがない場合や給油伝票に自動車登録番号又は車両番号が記載されていない場合には請求はできません。

紛失の場合には給油伝票を再発行してもらうなどをお願いいたします。

なお、給油伝票に自動車登録番号又は車両番号が印字できないときは、事業者が手書きで記入したものでも構いません。

ウ 運転手雇用の契約

(ア) 公費負担の対象

選挙運動用自動車の運転手が、運転業務に従事した各日につき支払うべき報酬の合計金額が対象となります。

ただし、同一の日において2人以上の運転手が雇用される場合は、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手が公費負担の対象となります。

※ 公費負担の対象となるのは、運転手個人と契約したものに限られます。法人又は個人事業者との契約は対象となりません。

また、候補者と生計を一にする親族と契約する場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ、公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

(イ) 公費負担の限度額

各日について、12,500 円（合計上限額：112,500 円）…税込

(ウ) 請求の手続

① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という表示がなくても構いませんが、候補者の申込意思と契約の相手方の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間（始終業時間を含む。）の記載があること。
- ・ 契約金額の記載があること。
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者と運転手個人との契約であること。

② 契約締結の届出…様式1－1

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、届け出る必要があります。

届出書等の提出は、選挙長区市選挙管理委員会へお願いします。

※ 運転手雇用の契約のほかに自動車借入れ契約、燃料供給契約をした場合には、1枚の契約届出書にまとめて記載して差し支えありません。

③ 証明書の交付…様式 1－5

候補者は、運転手雇用の契約による選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」を作成し、契約の相手方に交付する必要があります。

なお、この証明書は、契約の相手方が東京都に請求する際に添付する必要がありますので、契約期間終了後、必ず契約の相手方に交付してください。

④ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。

候補者は、別添CDに保存されている「第4 事業者等が作成する書類様式及び記載例」を契約事業者に渡してください。

なお、請求書等の提出は、7月22日（火）までに選挙長区市選挙管理委員会に行うよう事業者にご説明願います。

⑤ 費用の支払

費用については東京都から事業者に対し直接お支払い致しますが、支払までに相当の日数（都選管が選挙長区市選管から請求書を受領してから2～3カ月）を要しますので、その旨を予め契約事業者にご説明願います。

【ワンポイントQ&A】

問 人材派遣事業者と運転手派遣契約を結び、公費負担の請求をすることはできますか？

答 法人又は個人事業者と運転手派遣契約を結んだだけでは公費負担の請求はできません。

実際に派遣される運転手一人ひとりと個々に雇用契約をしてください。

2 選挙運動用ビラの作成

(1) 公費負担の対象

東京都選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ(大きさはA4以内)の作成費用が対象となります。

ただし、作成枚数が1万6千枚を超える場合は、1万6千枚までが公費負担の対象となります。

※ 公費負担の請求ができるのは、選挙運動用ビラの作成に要した費用に限られます。選挙運動用ビラの作成以外の費用が含まれることのないよう十分ご確認ください。

(2) 公費負担の限度額

単価 **8円38銭** × 作成枚数 (合計上限額: **134,080円**) …税込

※ 作成枚数は法定枚数(1万6千枚)以内

※ 請求金額は1円未満を切り捨てとする。

(3) 請求の手続

ア 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、事業者との間に於いて有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 納入期限の記載があること。
- ・ 契約金額(単価の記載を含む。)の記載があること。
- ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者とビラ作成事業者との契約であること。

※ 契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

イ 契約締結の届出…様式2-1

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「ビラ作成契約届出書」により契約書の写しを添えて、届け出なければなりません。

届出書等の提出は、選挙長区市選挙管理委員会へお願いします。

ウ 確認申請書の提出…様式 2－2

候補者は、公費負担の対象となるビラの作成枚数を確認するため、「ビラ作成枚数確認申請書」を提出する必要があります。

確認申請書の提出は、選挙長区市選挙管理委員会へお願いします。

確認申請は、複数の事業者と契約した場合は、事業者ごとに行うことになります。

なお、申請の際すでに確認済の枚数があるときは、前回までの累計枚数を記載する必要がありますので、提出した確認申請書については、必ずコピーを保管してください。

確認申請書の提出は、契約締結の届出の際にお願いいたします。

申請は、契約締結の届出をしたものに限られます。

エ 確認書の交付

確認申請枚数が公費負担の対象となる枚数であることを確認の上、「ビラ作成枚数確認書」を交付します。この確認書は、東京都に代金を請求する際に添付する必要がありますので、交付を受けた候補者は必ず契約事業者に渡してください。

オ 証明書の交付…様式 2－3

候補者は、選挙運動用ビラの作成実績に基づいて「ビラ作成証明書」を作成し、事業者に交付しなければなりません。

なお、この証明書は、事業者が東京都に請求する際に添付する必要がありますので、ビラの作成後、必ず事業者に交付してください。

カ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。

候補者は、別添CDに保存されている「第4 事業者等が作成する書類様式及び記載例」を契約事業者に渡してください。

なお、請求書等の提出は、7月22日（火）までに選挙長区市選挙管理委員会に行うよう事業者にご説明願います。

キ 費用の支払

費用については東京都から事業者に対し直接お支払い致しますが、支払までに相当の日数（都選管が選挙長区市選管から請求書を受領してから

ら 2 ～ 3 カ月）を要しますので、その旨を予め契約事業者にご説明願います。

【ワンポイント Q & A】

問 名刺をあわせて作成した場合、ビラの作成金額とあわせて請求することはできますか？

答 選挙運動用ビラの作成金額に、これ以外の名刺の作成金額などをあわせて請求することはできません。

3 選挙運動用ポスターの作成

(1) 公費負担の対象

ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター（42 cm×30 cm以内）の作成費用が対象となります。

ただし、上記ポスターの合計作成枚数が選挙区内のポスター掲示場数の2倍を超える場合は、ポスター掲示場数の2倍までが公費負担の対象となります。

※ 公費負担の請求ができるのは、ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成に要した費用に限られます。選挙運動用ポスター作成以外の費用が含まれることのないよう十分ご確認ください。

(2) 公費負担の限度額

限度額：下記により算出した単価×作成枚数…税込

ア 単価の算出方法

・選挙区内のポスター掲示場の数が 500 以下の場合

単 価：(586 円 88 銭×ポスター掲示場数＋316,250 円)÷ポスター
掲示場数

※ 1 円未満の端数は 1 円とする。

・選挙区内のポスター掲示場の数が 500 を超える場合

単 価：(293,440 円＋30 円 73 銭×(ポスター掲示場数－500)＋
316,250 円)÷ポスター掲示場数

※ 1 円未満の端数は 1 円とする。

※ 請求金額は 1 円未満を切り捨てとする。

イ 作成枚数

選挙区内のポスター掲示場数の 2 倍以内に限られます。

(3) 請求の手続

ア 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、事業者との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても

結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 納入期限の記載があること。
- ・ 契約金額（単価の記載を含む。）の記載があること。
- ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者とポスター作成事業者との契約であること。

※ 契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

イ 契約締結の届出…様式３－１

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「ポスター作成契約届出書」により契約書の写しを添えて、選挙長区市選挙管理委員会に届け出なければなりません。

ウ 確認申請書の提出…様式３－２

候補者は、公費負担の対象となるポスターの作成枚数を確認するため、「ポスター作成枚数確認申請書」を提出する必要があります。

確認申請書の提出は、選挙長区市選挙管理委員会へお願いします。

確認申請は、複数の事業者と契約した場合は、事業者ごとに行うことになります。

なお、申請の際すでに確認済の枚数があるときは、前回までの累計枚数を記載する必要がありますので、提出した確認申請書については、必ずコピーを保管してください。

確認申請書の提出は、契約締結の届出の際にお願いいたします。

申請は、契約締結の届出をしたものに限られます。

エ 確認書の交付

確認申請枚数が公費負担の対象となる枚数であることを確認した場合は、「ポスター作成枚数確認書」を交付します。この確認書は、東京都に代金を請求する際に添付する必要がありますので、交付を受けた候補者は必ず契約事業者に渡してください。

オ 証明書の交付…様式３－３

候補者は、選挙運動用ポスターの作成実績に基づいて「ポスター作成

証明書」を作成し、事業者に交付しなければなりません。

なお、この証明書は、事業者が東京都に請求する際に添付する必要がありますので、ポスターの作成後、必ず事業者に交付してください。

カ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。

候補者は、別添CDに保存されている「第4 事業者等が作成する書類様式及び記載例」を契約事業者に渡してください。

なお、請求書等の提出は、7月22日（火）までに選挙長区市選挙管理委員会に行うよう事業者にご説明願います。

キ 費用の支払

費用については東京都から事業者に対し直接お支払い致しますが、支払までに相当の日数（都選管が選挙長区市選管から請求書を受領してから2～3カ月）を要しますので、その旨を予め契約事業者にご説明願います。

【ワンポイントQ & A】

問1 政党や政治団体の印刷機でポスターを作成した場合にも公費負担の請求はできますか？

答1 ポスターの作成金額の公費負担は、その作成を業とする者との間において有償契約をすることとされており、政党や政治団体の印刷機で作成したものは請求できません。

問2 名刺をあわせて作成した場合、ポスターの作成金額とあわせて請求することはできますか？

答2 選挙運動用ポスターの作成金額に、これ以外の名刺の作成金額などをあわせて請求することはできません。